

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

## － 2016 年度一般入学試験（前期募集） －

試験科目：憲法(本学)（担当：法科大学院 教授 丸山敦裕）

### 1. 出題趣旨

【第1問】は、最一判平 25・9・26(民集 67 卷 6 号 1384 号)を素材としたものである。この判決を知らない受験生も少なくないと思われるが、出題の核心は、民法 900 条 4 号ただし書の一部を違憲とした最大決平 25・9・4(民集 67 卷 6 号 1320 号)の理解を問うことと、この違憲決定と本問〔事例〕との「距離」を見極めてもらうことにあつた。前者の事案では法定相続分に差異を生じさせていたのに対し、後者の事案では単に戸籍上の記載に差異をもたらしていたにすぎない。両事案では、別異取扱いにより生じる不利益が、かなり違っている。この点に気づくことができれば、〔設問 1〕と〔設問 2〕を上手に論じ分けることもできたであろう。

### 2. 採点実感

【第1問】〔設問 1〕では、前記違憲決定や国籍法違憲判決を参考に、嫡出性による差別を「本人の意思や努力ではいかんともし難い」事由に基づく差別と評価し、より慎重な合憲性判断を要求するといった、出題意図を正確に捉えた良好な答案が、比較的多くみられた。また、差別により生ずる不利益について、戸籍や住民票への記載が認められない場合の不利益を指摘することで、その重大性を説くものもあり、よく検討された答案が多かった印象である。これに対し、〔設問 2〕では、合憲論の理由づけが十分でない答案が目立った。ただ、中には、問題文の「容易に知られうる状態に置かれるものではない」との記述に着目し、不利益の小ささを合憲論の論拠とする、よく検討された答案もみられた。

【第2問】は、代表論点に関する基本判例の知識を問うものであったにもかかわらず、正確に理解・記憶できている者が極めて少数であった。今すぐ判例集で復習していただきたい。

### 3. 学習方法

実務家登用試験ともいいうる司法試験を目指す者にとって、判例学習は必要不可欠である。にもかかわらず、正しく判例学習ができていないと思われる答案が散見された。なかでも最も怠られがちなのは、「事実の概要をしっかりと把握すること」である。事実と判旨の関係を意識した学習をすることが判例学習の第一歩であるので、日頃から意識されたい。